

廿日市市住宅用地球温暖化対策設備導入促進補助金交付要綱

平成30年4月1日 告示第122号

平成31年3月1日一部改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、地球温暖化防止及び環境保全意識の高揚を図るため、自ら居住する住宅に住宅用地球温暖化対策設備を新たに設置する者に対し、予算の範囲内において廿日市市住宅用地球温暖化対策設備導入促進補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、廿日市市補助金等交付規則（平成5年規則第10号）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、市内の自ら居住する住宅（事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものを含む。以下同じ。）に、別表第1に掲げる住宅用地球温暖化対策設備（一度も使用されたことのないものに限る。以下「補助対象設備」という。）のうち1つのみを新たに設置する事業とする。ただし、住宅用エネルギー管理システム（HEMS）を、家庭用燃料電池（エネファーム）又は定置用リチウムイオン蓄電システム（蓄電池）と併せて設置する場合は、同時に補助事業とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象としない。

- (1) 補助対象設備を専ら事業用として使用するもの
- (2) その他市長が適当でないと認めるもの

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、市内に住所を有し、又は補助事業の完了時において市内に住所を有する個人であって、自ら居住する住宅に補助対象設備を新たに設置する者（建物の所有者の同意を得た者を含む。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、この要綱における補助対象としない。

- (1) 市税（延滞金を含む。）の滞納がある者
- (2) この要綱の規定による補助金の交付を受けた者（同一世帯員を含む。）
- (3) この要綱の規定による補助金の交付を受けた設備が設置された住宅に居住する者
- (4) 廿日市市暴力団排除条例（平成24年3月22日廿日市市条例第2号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等である者
- (5) 補助金を法令又は公序良俗に反する行為に利用するおそれがあると認められる者
- (6) その他市長が適当でないと認める者
（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に係る別表第2に掲げる設備購入費、設置工事費その他補助事業の実施に要する経費（ただし、消費税額及び地方消費税額を除く。）のうち市長が必要と認める経費とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、別表第3に定めるとおりとし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。ただし、住宅用エネルギー管理システム（HEMS）を、家庭用燃料電池（エネファーム）又は定置用リチウムイオン蓄電システム（蓄電池）と併せて設置する場合は、それぞれの補助金の額を合算するものとする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助事業に着手する前に、廿日市市住宅用地球温暖化対策設備導入促進補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象設備を設置する住宅の周辺図

- (2) 補助対象設備の形状、規格、効率及び構造等が確認できるカタログ又は仕様書の写し
- (3) 工事請負契約書、請書又は発注前見積書の写し
- (4) 補助対象設備の設備購入費及び設置工事費の内訳が確認できる明細書
- (5) 補助対象設備設置前の現況カラー写真
- (6) 承諾書（申請者以外に住宅の所有者がいる場合又は建物の所有者が異なる場合）
- (7) 市税等（その延滞金を含む。）の滞納がないことを証明する書類又は市税等納税状況照会承諾書
- (8) その他市長が必要と認める書類
（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付及び額の決定を行い、廿日市市住宅用地球温暖化対策設備導入促進補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の補助金の交付の決定を行う場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要な条件を付することができる。

3 市長は、補助金を交付しないことを決定したときは、廿日市市住宅用地球温暖化対策設備導入促進補助金不交付決定通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（補助事業の変更又は中止の申請）

第8条 前条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、第6条に規定する申請書の内容を変更しようとするとき又は事業を中止しようとするときは、あらかじめ廿日市市住宅用地球温暖化対策設備導入促進補助金事業変更・中止承認申請書（別記様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、廿日市市住宅用地

球温暖化対策設備導入促進補助金事業変更・中止承認通知書（別記様式第5号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助事業の着手）

第9条 補助事業の着手は、補助金の交付の決定後に行わなければならない。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該事業完了日の翌日から起算して30日を経過した日又は当該補助金の交付決定のあった日の属する会計年度の2月末日のいずれか早い日までに、廿日市市住宅用地球温暖化対策設備導入促進補助金実績報告書（別記様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 領収書又はこれに代わる書類の写し（補助対象外のものと一括した領収書の場合は、内訳明細を添付すること）
- (2) 保証書等の写し
- (3) 補助対象設備の設備購入費及び設置工事費の内訳が確認できる明細書
- (4) 補助対象設備設置後の現況カラー写真
- (5) 補助事業者の住民票の写し（発行から3か月以内のもの）
- (6) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の実績報告書が提出されたときは、当該報告書等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る内容が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、廿日市市住宅用地球温暖化対策設備導入促進補助金確定通知書（別記様式第7号）により当該補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第12条 補助事業者は、補助金の額の確定の通知がされたときは、速やかに廿日市市住宅用地球温暖化対策設備導入促進補助金交付請求書（別

記様式第 8 号) を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第 1 3 条 市長は、前条の請求書が提出されたときは、補助事業者に対し、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第 1 4 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽又は不正の事実に基づいて補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の条件に違反したとき。
- (3) その他市長が補助金の使途を不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、廿日市市住宅用地球温暖化対策設備導入促進補助金交付決定(一部)取消通知書(別記様式第 9 号)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第 1 5 条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(報告、調査等)

第 1 6 条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告を求め、当該補助金の交付に係る書類を調査し、又は現地調査を行うことができる。

(書類の整備)

第 1 7 条 補助事業者は、補助事業に係る収入、支出についての証拠書類を整理し、保管しておかなければならない。

2 前項に規定する証拠書類は、当該補助事業の完了の日から起算して別表第 4 に定める耐用年数の期間を経過した日の属する会計年度の末日まで保管しなければならない。

(取得財産の管理)

第18条 補助事業者は、補助対象設備を別表第4に定める耐用年数の期間、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の趣旨に従ってその適切な運用を図らなければならない。ただし、天災等による破損等自己の責めによらない理由により対象設備が毀損したときは、この限りでない。

(財産処分の制限)

第19条 補助事業者は、設置した補助対象設備については、市長の承認を受けずに、補助金の交付目的に反して売却し、譲渡し、交換し、貸与し、廃棄し、又は担保に供してはならない。ただし、当該補助対象設備が別表第4に定める耐用年数の期間を経過した時は、この限りではない。

2 補助事業者は、前項に規定する承認を受けようとするときは、あらかじめ廿日市市住宅用地球温暖化対策設備導入促進補助金補助対象財産処分承認申請書（別記様式10号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(協力の要請)

第20条 市長は、補助事業者に対し、必要に応じて協力を求めることができる。

(雑則)

第21条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

区 分	補助対象設備の要件
家庭用燃料電池 （エネファーム）	<p>次の要件を満たす設備であること。</p> <p>(1) 都市ガス等から水素を取り出し、空気中の酸素と反応させて発電させ、発電時の排熱を給湯や暖房に利用するため、燃料電池ユニットと貯湯ユニットで構成されたものであること。</p> <p>(2) 一般社団法人燃料電池普及促進協会（F C A）による経済産業省の民生用燃料電池導入支援補助金の交付対象設備であること。</p> <p>(3) 未使用品であり、メーカーの保守サポートを受けられること。</p>
定置用リチウムイオン蓄電システム（蓄電池）	<p>次の要件を満たす設備であること。</p> <p>(1) 蓄電池部（リチウムイオン蓄電池）、電力変換装置（インバータ、コンバータ、パワーコンディショナ等）、蓄電システム制御装置、計測表示装置、キュービクルで構成されるシステムであること。</p> <p>(2) 壁又は床に固定するシステムであること。</p> <p>(3) 太陽光発電システム等の余剰電力を蓄電できるシステムであること。</p> <p>(4) 未使用品であり、メーカーの保守サポートを受けられること。</p>
住宅用エネルギー管理システム（HEMS）	<p>次の要件を満たす設備であること。</p> <p>(1) データ集約器、通信装置、制御装置、モニター装置及び計測装置等から構成されるシステムであること。</p> <p>(2) 電力使用量を自動で測定、表示し、エネルギー利用の効率化、最適化及び電力需要の制御を図るシステムであること。</p> <p>(3) エネルギーを作り出す機器及びエネルギーを貯める機器との接続機能を有していること。</p> <p>(4) 一般社団法人エコーネットコンソーシアムの定めるE C H O N E T L i t e規格を標準搭載していること。</p> <p>(5) 未使用品であり、メーカーの保守サポートを受けられること。</p>
複層ガラス又は二重サッシ	<p>次の要件を満たす設備であること。</p> <p>(1) 複層ガラスの場合、乾燥空気又はアルゴンガス等が封入された又は真空状態にした中間層が設けられた形で1ユニットを構成するものであること。</p> <p>(2) 外気に接する窓に設置されること。</p> <p>(3) 未使用品であること。</p>

別表第2（第4条関係）

区 分	補助対象経費の内容
家庭用燃料電池（エネファーム）	(1) 設備購入費（燃料電池ユニット本体、貯湯ユニット本体等） (2) 設置工事費（電気工事、安全対策等の経費及び配線、配線器具の購入費等を含む。）
定置用リチウムイオン蓄電システム（蓄電池）	(1) 設備購入費（蓄電池本体、電力変換装置等） (2) 設置工事費（電気工事、安全対策等の経費及び配線、配線器具の購入費等を含む。）
住宅用エネルギー管理システム（HEMS）	(1) 設備購入費（データ集約器、通信装置、制御装置、モニター装置及び計測装置等） (2) 設置工事費（電気工事、安全対策等の経費及び配線、配線器具の購入費等を含む。）
複層ガラス又は二重サッシ	(1) 設備購入費（複層ガラス、二重サッシ） (2) 設置工事費（既存建具の撤去費等を含む。）

別表第3（第5条関係）

区 分	補助金の額	補助上限額
家庭用燃料電池（エネファーム）	補助対象経費の1/10	70,000円
定置用リチウムイオン蓄電システム（蓄電池）	補助対象経費の1/10	70,000円
住宅用エネルギー管理システム（HEMS）	補助対象経費の1/10	15,000円
複層ガラス又は二重サッシ	補助対象経費の1/10	20,000円

別表第4（第17条、第18条、第19条関係）

区 分	耐用年数
家庭用燃料電池（エネファーム）	6年
定置用リチウムイオン蓄電システム（蓄電池）	6年
住宅用エネルギー管理システム（HEMS）	5年
複層ガラス又は二重サッシ	10年